

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1 第1回推進委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針

非稼働病棟を有する医療機関に対し「今後の方針」についての意向調査を行い、その結果を踏まえて、次回の委員会において出席、説明を求めるかどうかの議論を行う。

2 調査の概要

役割や機能を大きく変更する医療機関を把握するため、平成30年10月に病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、県独自調査を実施した。

(1) 調査対象

病床機能報告対象の全病院、有床診療所

39 施設（尾張東部構想区域）

(2) 非稼働病棟の定義

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの過去1年間に1度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

(3) 非稼働病棟を有する医療機関数

10 施設（公立・公的2施設、その他の医療機関8施設）

3 今後の方針（案）

(1) 今回の県調査の結果、概ねその理由が把握できるため、該当医療機関に対する個別のヒアリングは、実施しないものとする。

(2) 但し一部の医療機関に対し、事務局から主に下記について確認を行う。

- ・ 予定が「未定」とされている医療機関に対し、再開予定か廃止予定かを確認する。
- ・ 「廃止予定」とされているが、その予定時期の記載がない医療機関に対し、廃止予定時期を確認する。

(3) 上記(2)の確認内容について、次回の地域医療構想推進委員会で事務局から報告を行う。